



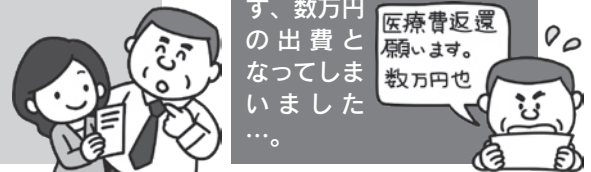
被扶養者の資格を失ったときは、 5日以内に削除の手続きが必要です



被扶養者は、保険料負担なく保険給付や保健事業を受けることができますが、主として被保険者の収入によって生活している必要があります。収入の条件、同居の条件などもあり、満たさなくなった場合は5日以内に被扶養者からはずす手続きが必要です。誤って被扶養者としたままにしていると、その間にかかった医療費があれば返還していただくこととなりますのでご注意ください。

娘のアルバイト収入が増えたことを一緒に喜ぶDさん。被扶養者の収入条件をオーバーしていましたが、被扶養者削除の手続きを忘れ、数カ月が経ってしまいました…。

健保組合の資格調査で、被扶養者削除の手続きを思い出したDさん。削除に該当した日からの医療費を返還しなければならず、数万円の出費となっていました…。



収入の基準は今後1年間の見込みで判断します

被扶養者の収入条件は、年間収入が130万円(60歳以上または障害者は180万円)未満です。これは実績で判断するのではなく、今後1年間の見込み収入で判断します。月収が10万8,334円(同15万円)以上になると、被扶養者からはずす手続きが必要になる場合がありますのでご注意ください。

返還した医療費は、次の健康保険に請求できます

当健保組合に返還していただいた医療費は、本来加入すべきだった健康保険の保険者(健保組合など。国民健康保険の場合は市町村)に請求することができます。手続きについては、加入先の保険者にご相談ください。



被扶養者数は、健保組合が負担する高齢者医療への拠出金の算定に影響します。不要な支出につながりますので、ご家族の被扶養者資格にはご注意ください。

健康保険法等の一部改正

被扶養者認定の要件に国内居住が加わります

令和2年4月から被扶養者認定の要件が見直され、要件に「日本国内に住所を有する」ことが加わります。このため、被扶養者が国内に居住していない場合は、令和2年4月1日で被扶養者の資格を失います。

ただし、次のケースは例外的に要件を満たすこととして認定されます。

- ①留学する学生
- ②海外赴任に同行する家族
- ③海外赴任中に身分関係が生じ、新たな同行家族とみなすことができる人

(例) 海外赴任中に生まれた被保険者の子ども、海外赴任中に結婚した被保険者の配偶者など

④観光・保養やボランティアなど就労以外の目的で、一時的に日本から海外に渡航している人

(例) ワーキングホリデー、青年海外協力隊など

⑤その他日本に生活の基礎があると認められる特別な事情があるとして健保組合が判断する人

※次の人は、日本国内に住所を有していても、被扶養者とすることはできません。

- ・「医療滞在ビザ」で来日した人
- ・「観光・保養を目的とするロングステイビザ」で来日した人(富裕層を対象とした最長1年のビザ)

令和2年度予算がまとまりました

予算総額は25億1,047万円

健康保険料率は維持します
介護保険料率は引き上げます

当健保組合の令和2年度予算が次のとおりになりましたので、お知らせいたします。

健保を取り巻く状況

日本は急速に少子高齢化が進行しています。令和元年版『高齢社会白書』によると65歳以上の高齢者人口は3,558万人で、過去最高となりました。また、高齢者の総人口に占める割合は、1950年では4・9%でしたが、2018年には28・1%にまで上昇しています。実に4人に1人以上が高齢者となっています。

加齢に伴い病気のリスクが上昇するため、国民医療費は年々増加し続けています。全国の健保組合は、高齢者医療制度に対して納付金を拠出して、財政的に支えています。しかし、社会の高齢化に伴い拠出額は増加傾向にあり、制度を支える側である健保組合自身が、厳しい財政状況で苦しんでいます。

幸い、当健保組合の令和2年度予算は、経常収支で黒字の予算を編成することができました。しかし、2022年(令和4年)以降は、団塊の世代が後期高齢者へ移行することから、納付金への拠出額増加が懸念されます。

また、介護保険については、介護納付金が増加しているため保険料率を引き上げさせていただきます。

令和1年度着地見通し

令和1年度総収入は予算2,091百万円より38百万円多い2,129百万円となる見込みです。

総支出は、予算2,091百万円よりも813百万円少ない1,278百万円となる見込みです。従って、令和1年度の繰越金618百万円より41百万円多い659百万円を令和2年度へ繰り越す予算としていましたが、さらに191百万円多い850百万円を繰り越せる見込みです。

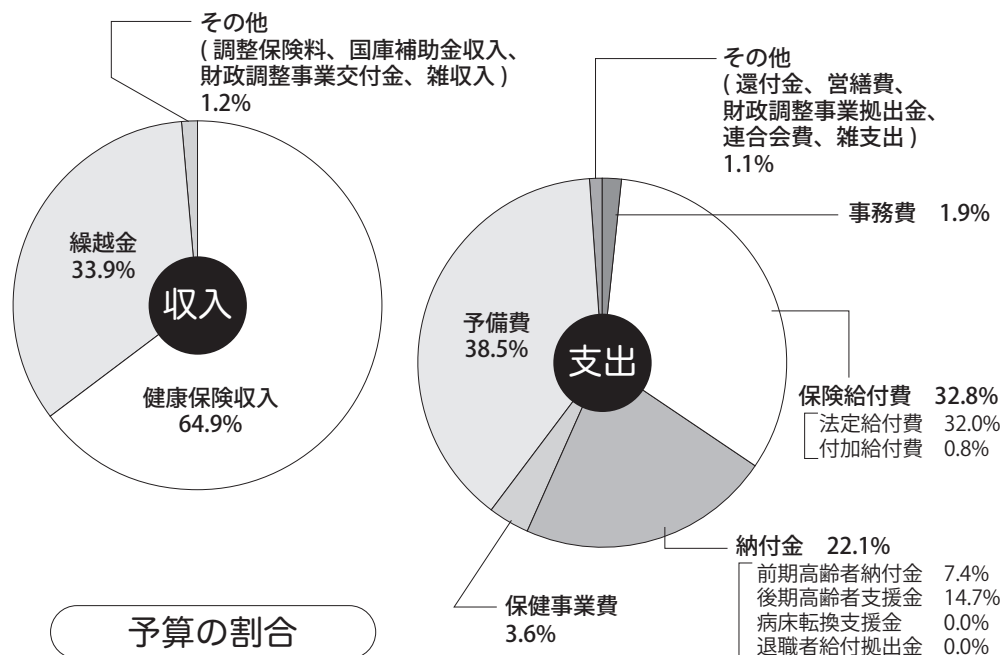
令和2年度保険料率

高額医療費が前期高齢者に発生すると、追加徴収で翌々年度の納付金額が一気に跳ね上がります。その支払いのために平成29・30年度は保険料率を上げさせていただきましたが、令和1年度から元の9・4%に戻しています。令和1年度のここまでの推移では、追加徴収は発生しない見込みです。従って保険料率は前年度と同率の9・4%で変更ありません。

令和2年度予算

令和1年度は、被保険者数3,546名、平均標準報酬月額331,621円、賞与総額1,809百万円、保険料収入は1,437百万円の予算でしたが、ここへ被保険者数の増加等を見込んで令和2年度予算を編成しました。

令和2年度は、被保険者数4,049名、平均標準報酬月額319,981円、賞与総額2,352百万円



令和2年度予算概要<一般勘定>

●収入 (千円)			
科目	本年度予算額	前年度予算額	増減
健康保険収入	1,630,193	1,437,788	192,405
└ 保険料	1,629,679	1,437,336	192,343
└ 国庫負担金収入・他	514	452	62
繰越金	850,862	618,413	232,449
調整保険料	22,864	20,481	2,383
国庫補助金収入	154	104	50
財政調整事業交付金	5,000	12,000	-7,000
雑収入	1,403	3,011	-1,608
合計	2,510,476	2,091,797	418,679

●支出 (千円)			
科目	本年度予算額	前年度予算額	増減
事務費	48,308	41,193	7,115
保険給付費	824,244	784,917	39,327
└ 法定給付費	803,953	765,736	38,217
└ 付加給付費	20,291	19,181	1,110
納付金	556,129	500,051	56,078
└ 前期高齢者納付金	186,960	176,198	10,762
└ 後期高齢者支援金	369,156	323,822	45,334
└ 病床転換支援金	2	2	0
└ 退職者給付拠出金	11	29	-18
保健事業費	90,357	83,815	6,542
還付金	2	2	0
営繕費	1,301	1,001	300
財政調整事業拠出金	22,864	20,481	2,383
連合会費	1,032	965	67
雑支出	200	200	0
予備費	966,039	659,172	306,867
合計	2,510,476	2,091,797	418,679



令和2年度予算概要<介護勘定>

●収入 (千円)			
科目	本年度予算額	前年度予算額	増減
介護保険収入	94,875	82,097	12,778
繰越金	4,000	3,841	159
繰入金	0	147	-147
国庫補助金受入	1	1	0
雑収入	3	3	0
合計	98,879	86,089	12,790

●支出 (千円)			
科目	本年度予算額	前年度予算額	増減
介護納付金	89,724	82,989	6,735
還付金	1	50	-49
積立金	0	0	0
雑支出	2	2	0
予備費	9,152	3,048	6,104
合計	98,879	86,089	12,790

資産と支払余裕金の推移

健康保険組合の資産は、法定準備金、任意積立金、支払余裕金の形で保有しています。平成30年度決算時点では、法定準備金200百万円、任意積立金206百万円、支払余裕金618百万円で、合計1,024百万円でした。

令和1年度決算時点では、法定準備金200百万円、任意積立金206百万円は変わらず、支払余裕金850百万円で、合計1,256百万円の見込みです。

令和2年度の決算時点では、法定準備金200百万

円、任意積立金206百万円は変わらず、支払余裕金966百万円で、合計1,372百万円の見込みです。経常支出合計1,520百万円の約10ヶ月分程度の資産を保有できる見込みです。

令和1年度着地は、収入合計が予算86,089千円より2,475千円多い88,564千円となり、支出合計が82,989千円となる見込みです。(なお、収入増は被保険者数および総収入が予算より高く推移した結果であるため、その分については令和3年度に追加徴収が発生します。)

この残金5,575千円のうち1,575千円を準備金に繰り入れ、残り4,000千円を令和2年度へ繰り越す予定です。

令和2年度から介護納付金の算定方式が全面総報酬割となり、健康保険組合の負担が増えています。また介護保険被保険者一人当たり負担額も高齢化に伴い毎年右肩上がりで増加しています。令和1年

介護保険

度介護納付金は前年度から1000万円超増加しましたが、令和2年度も前年度から700万円増加しました。

そのため令和2年度は料率を1.64%から1.74%へ上げさせていただきます。なお、協会けんぽでは1.73%から1.79%へ変更しています。

令和2年度は、介護保険収入94,875千円で、納付金支出89,724千円をまかない、令和3年度へ9,152千円繰り越す予定です。

当健康保険組合は、今後も医療費削減のために、ジェネリック医薬品の使用促進、医療費通知の実施、レセプト点検、被扶養者資格確認、柔道整復師療養費適正化およびレセプト情報や特定健診・特定保健指導の結果に基づき疾病予防・早期発見・早期治療への取り組み等を推進していきます。また事務やシステムの合理化をすすめ経費削減に努めてまいります。限りある保険料収入を効率的に活用して、みなさまの健康と安心を支えてまいります。



2020年4月から、原則屋内禁煙に!

深刻な健康影響がある受動喫煙。2018年に健康増進法が一部改正され、2019年7月から学校や病院等で敷地内禁煙になりました。今年4月からは飲食店を含むほとんどの施設が原則屋内禁煙になり、たばこを吸わない人が受動喫煙に会う機会は大きく減少すると考えられています。

違反者には罰則も!

喫煙禁止場所で喫煙した人には30万円以下の過料が科されることもあります。

ルール① 多くの施設で、屋内が原則禁煙に

屋内は原則禁煙

事務所・工場・飲食店・ホテル・旅館等の施設

例外あり 屋内でも所定の要件を満たした喫煙室や、喫煙をサービスの目的とする施設内では喫煙が可能です(標識の掲示が必要)。

※規模の小さい既存の飲食店(客席面積100㎡以下)は喫煙可能な場所である旨を掲示することにより店内での喫煙が可能です。【期限未定の経過措置】

※住居、ホテルや旅館等の客室等は、規制対象外です。

敷地内は原則禁煙(屋内は完全禁煙) [2019年7月~]

学校・病院・児童福祉施設等・行政機関の庁舎等

例外あり 敷地内の屋外では、必要な措置が取られた場所に限り、喫煙場所の設置ができます。

ルール② 喫煙室がある場合、店舗や施設は必ず標識を掲示

[標識例]



喫煙可能な設備を持った施設には必ず、店舗や施設の出入口等に、指定された標識の掲示が義務づけられています。

ルール③ 20歳未満の人は喫煙エリアへの立ち入りが禁止に



20歳未満の人は、客・従業員ともに、一切、喫煙エリア(屋内、屋外を含めたすべての喫煙室、喫煙設備)に立ち入ることは禁止です。

※自治体によって受動喫煙に関する独自の条例を設けている場合があります。詳細については各自治体へお問い合わせください。

公 告

公告第234号 新年度の健康保険料率及び 介護保険料率について

健康保険料率は1,000分の94で変更ありません。

介護保険料率は1,000分の16.4から1,000分の17.4へ変更します。

令和2年3月1日(令和2年3月分保険料、ただし任意継続被保険者については令和2年4月1日)から実施します。

介護保険料率

介護保険料率	変更前	変更後
被保険者	8.200/1,000	8.700/1,000
事業主	8.200/1,000	8.700/1,000
合計	16.400/1,000	17.400/1,000

公告第235号 任意継続被保険者の新年度保険料について

健康保険組合の任意継続被保険者にかかる標準報酬等を下記の通り公告します。

令和2年度の任意継続被保険者の標準報酬月額は320,000円です。

(令和2年3月31日までの標準報酬の平均額は、340,000円でした。)

保険料は以下のとおりです。

標準報酬月額	320,000円(第23等級)
健康保険料月額	320,000円 × 94/1,000 = 30,080円
介護保険料月額	320,000円 × 17.4/1,000 = 5,568円

上記標準報酬月額は退職時の標準報酬月額と当組合の平均標準報酬月額(上記金額)を比べいづれか低い方の額を適用します。(適用期間 令和2年4月1日~令和3年3月31日)

事業概要 (2020年2月末現在)

事業所数



9事業所

被保険者数



男 2,179人
女 1,498人
計 3,677人

平均標準報酬月額



男 362,779円
女 265,387円
平均 323,102円

被扶養者数



1,311人
1人当たり扶養率
0.36人

介護保険第2号被保険者数



1,105人